

# 特別養護老人ホーム利用料金(介護老人福祉施設) (平成27年4月1日から)

## ■介護保険給付対象サービスの利用料金【目安】

項目	1日当たりの合計単位数(注1)	1単位=10.27円換算(注2) 一日当りの自己負担額(1割分)
要介護度1	748 単位	768 円
要介護度2	818 単位	840 円
要介護度3	893 単位	917 円
要介護度4	963 単位	989 円
要介護度5	1,033 単位	1,060 円

(注1)上記合計単位数には、日常生活継続支援加算(46単位)、夜勤職員配置加算(18単位)、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(4単位・8単位)、精神科医療養指導加算(5単位)、処遇改善加算(合計単位数の5.9%相当)が含まれています。

(注2)地域区分の見直しにより、1単位当たりの単価が10.14円から10.27円換算に変更となりました。

## ■介護保険給付対象サービス(加算条件に該当する場合に算定)の利用料金【目安】

※入居してから30日間又は、1月を超える入院後の再入所の際も30日間は、一日当たり30単位(約31円)の初期加算をお支払い頂きます。

※経管により食事を摂取する入居者(経口移行加算28単位(約29円)/日)、著しい誤嚥が認められる入居者(経口維持加算Ⅰ)400単位(約411円)/月)、誤嚥が認められる入居者(経口維持加算Ⅱ)100単位(約103円)/月)、について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度に加算されます。

※医師が終末期にあると判断した入居者について、医師、看護員、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として加算されます。

- ・看取り介護加算(1)(死亡日以前4日以上30日以下)144単位(約148円)/日
- ・看取り介護加算(2)(死亡日以前2日又は3日)680単位(約698円)/日
- ・看取り介護加算(3)(死亡日)1,280単位(約1,315円)/日

※若年性認知症入居者を受入れサービスを提供した場合に、120単位(約123円)/日に加算されます。

※入院又は外泊した場合に要介護状態区分にかかわらず、利用料の代わりに246単位(約253円)/日(外泊時費用)が発生します。但し、1月につき7泊(6日分)を限度とします。月をまたがる場合は最大で連続13泊(12日分)を上限とします。また、この上限期間を超えた期間においては、日額1,970円の居住費をお支払い頂きます。

●上記の介護保険給付対象サービスの利用料金(自己負担額)は、「1日又は1回」あたりの目安です。実際の請求時には介護サービス費や各種加算の単位数を合計後、1単位あたり10.27円換算で介護報酬額(10割)を算出し、保険給付額(9割)と自己負担額(1割)を算出するため、端数処理により一日あたりの自己負担額に若干の相違が生じる場合がございます。

## ■介護保険給付対象外のサービス利用料金

居住費	¥1,970円/日
食費	¥1,380円/日
預り金取扱サービス費用	¥1,100円/月
地デジ回線使用料	¥210円/月
電気料	¥500円/月

※但し、居住費及び食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額。

※地デジ回線使用料について、居室にテレビを持ち込まれた場合に限りです。

※電気料について、電化製品の持ち込み1点につき、お支払い頂きます。

## ■実費徴収分

項目	料 金	備 考
パン・お菓子等食品	実費徴収	業者による販売及び施設にて取寄せ可能な商品に限ります
理髪・美容代	実費徴収	月1回施設内にて
日常生活品	実費徴収	本人の嗜好による日用品
特別な食事	実費徴収 (差額分)	通常の食事に要する費用を超え入居者が特別に選定する食事
レクリエーション	実費徴収	活動内容により、いただく場合もあります
インフルエンザ 予防接種等	実費徴収	